

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口基一

## 求 釈 明 書

令和4年3月2日

裁判官弾劾裁判所御中

主任弁護人 西 村 正



裁判官弾劾罷免訴追の事由のうち、次の点につき、釈明を求める。

- 1 求釈明書（1）において、弁護人が、裁判官弾劾罷免訴追の事由第1の1ないし3及び第2の1の各行為も「弾劾による罷免の事由」にあたるものとして記載されている趣旨かと釈明を求めたところ、裁判官訴追委員会は、令和3年12月1日付釈明書で、事実関係の一体性を有する数個の行為は包括評価の対象になるとの理由で、訴追期間の起算点は最後の行為が完了したとき、として訴追したことが示されている。

そこで、次の事項について重ねて釈明を求めたい。すなわち、「事実関係の一体性を有する行為」とされているのは、第1の1の行為、第1の2の行為、第1の3の行為及び第2の1の行為それぞれについて、どの行為との間で一体性を有するものとされているのかについて、明らかにされたい。

- 2 訴追事由第1の前（訴追状1頁）に、「裁判官であることが他者から認識できる状態で」とあるが、具体的にそれはどういう状態のことか。

- 3 裁判官弾劾罷免訴追の事由第1の4の7行目に「などと発言し」とあるが、「あの方の場合はダイレクトでツイッターで削除して下さいという話があったのでその場で削除いたしました」という発言のほか「など」として問題とされる発言はあるのか。
- 4 訴追事由第1の5（訴追状3頁）には、「被訴追者が開設した不特定多数の者が閲覧可能な『岡口基一のブログです』と題するブログに、『遺族には申し訳ないが、これでは単に因縁をつけているだけですよ。』との見出しをつけて記載した文章を投稿」とあるが、被訴追者自身が投稿した「文章」の本文は何か。

以 上